

審査請求の手続フロー

処分庁

(青梅市の各機関)

審査庁

(処分庁または処分
庁の上級行政庁)

① 行政処分

④ 弁明

③ 指名

⑥ 意見

⑦ 諮問

⑧ 答申

審理員

審査庁の職員。ただし、審査庁
が合議制の機関(ex.教育委員
会)である場合は指名されない。

⑤ 反論

青梅市
行政不服審査会
(有識者等4名)

② 審査請求

⑨ 裁決

審査請求人